

公 告

公 告 14 号
令和8年7月31日

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊長 橋野 真一

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済自動車(被けん引車等)の売払い(仕様書及び内訳書のとおり)
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊与那国駐屯地
- (3) 引取(引渡)期限 : 代金納付の日から5日以内(令和8年12月18日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和8年12月18日(金)
- (5) 履 行 期 限 : 引渡しを受けた日から3か月以内

2 競争参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和7・8・9年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)で「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない
- (7) 自動車リサイクル法に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業)を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に再委託させる場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、官側の承認を受けたもの。なお、一連の書類の提出期限は令和8年8月25日13時00分までとする。あわせて資格審査結果通知書(写)についても上記の期日までに提出すること。
- (8) 再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は令和8年8月27日17時00分までとする。
- (9) 中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

3 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和8年8月31日(月) 15時00分
- (2) 場 所 : 陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊入札室

4 契約条項を示す場所

陸上自衛隊与那国駐屯地 第442会計隊事務室
西部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.html>)

5 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認希望者の方は、事前に14(2)の担当者に連絡をし日程を調整すること。細部は調達要領指定書を確認すること。なお、未確認にて入札書提出の場合は、現場の状況及び現物を理解したものとして取り扱う。また、現物確認等における移動費用等（旅費及び宿泊費等）に関しては全て業者側の負担によるものとする。（8月3日～8月7日までの間は現地確認対応不可）

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金の100分の10以上を違約金として徴収する

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札金額が予定価格に達しない場合には、再度入札を実施する。再度入札の日時は別示する。

9 落札決定方法

総額（消費税抜き）が予定価格以上の最高入札者を落札者とする。
（ただし、同価の場合は、抽選により決定）

10 契約書の作成

(1) 落札決定後、速やかに契約書を作成します。

(2) 適用する契約条項

「不用物品売払契約条項」

「売払い物品の解体に関する特約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

契約書作成の際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」と読み替えて使用する。

11 違約金等

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収することができる旨を明記する。

12 公告掲示場所

第442会計隊（与那国）の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ

(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>) に掲示

13 その他

- (1) 入札に関する事項について委任を受けた者は入札前に委任状を提出すること。
- (2) 入札については入札会場において、直接当隊所定の入札箱に入札することを基本とする。ただし、遠方等の理由により直接入札できない場合には、郵送による入札のみ可とする。このため電話・FAXによる入札は認めない。また、郵便により入札に参加する場合は、送付する封筒に必ず「(入札日時、入札件名) 入札書在中」と記載し、入札日前日の17時までに必着するように郵送し会計隊まで電話連絡をすること。
- (3) 契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨(当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。)を入札書に付記し、あわせて内訳書を提供するものとする。
- (4) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (5) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (6) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる契約不適合等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (7) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

14 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1
陸上自衛隊与那国駐屯地 第442会計隊
担当：山本
TEL 0980-87-3771 (内線347)
FAX 0980-87-3779 (直通)
- (2) 内訳書の内容及び現物(現場)確認に関する事項
陸上自衛隊与那国駐屯地業務隊 補給科 担当：山崎
TEL 0980-87-3771 (内線320)

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 6	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 3 月 5 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第 7 3 条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成 1 4 年政令第 3 8 9 号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後 1 5 日以	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}			内	図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇 〇〇 殿

住 所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

調達要領指定書	発 簡 番 号	売払要求番号 第2号		
	調 達 要 求 番 号			
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年 7月 1日		
	作 成 部 課	与那国駐屯地業務隊 補給科		
	作 成 年 月 日	令和8年 7月 1日		
品 名	使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い			
仕 様 書 番 号	GV-Z001016			

1 総則
 与那国駐屯地における使用済み使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いにおける要領について指定する。

1.1 売払い車両

品名	車台番号	単位	数量	備考
1tトレーラ・トレクスCT-1000G・フルトレーラ	T-59418	台	1	
1tトレーラ（高機動車用）・トレクスCT-1000E・フルトレーラ	T-55032 T-55630		2	
1/4tトレーラ・ソーシンT29・フルトレーラ	T29-0326		1	
人員輸送車2号	BE640E-210135		1	

1.2 現地（物）確認
 現地（物）確認は、公告掲載期間の平日0830から1645までの間とし、契約相手方が現地（物）確認をしようとする2日前までに官側に対し通知する。この通知により協議し、その期日を決定するものとする。

1.3 解体等作業場所
 与那国島内での解体作業

1.4 解体等時間
 解体作業における官側担当者の立会等については別途調整とする。また、解体時間については平日とし、やむを得ず休日等に作業を実施する場合には事前に担当者に通知することとする。

1.5 解体等作業

- 使用済車両内部に残存する油等の処理は、油抜き取り装置において抜き取るものとし、抜き取った油等の処分は請負業者が行うものとする。
- 廃車置き場から解体作業場までの使用済車両の移動は請負業者が行うものとする。
- 申請により貸出可能な機材については、別途調整とする
- 解体作業時に発生した廃棄物及びごみ等は請負業者の責任において回収するものとする。
- 官側の支援において解体・破碎に必要な水道、電気を使用する場合は事前に契約担当官と協議すると共に仮設用メータを設置して使用するものとし使用料金の徴収を受けるものとする。

2 提出書類

- 陸上自衛隊仕様書に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は、図による。）を提出する。
- 1.5 c)に示す機材を借用又は支援を依頼する場合は、希望する2日前までに調整するものとする。
- 提出書類は、与那国駐屯地業務隊補給科補給班とする。

図一使用済自動車引取証明書

1	使 用 部 隊 名		
2	リサイクル券番号		
3	車 台 番 号		
4	車名（車両番号）		
5	預 託 金 額 （ 円 ）		
6	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事業所名称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
7	引 取 年 月 日		

内訳書

1 車両内訳

連 番	型 式	車体番号	リサイクル券	備 考
1	1 t トレーラ・トレクス C T-1 0 0 0 G・フルトレーラ	T-5 9 4 1 8	なし	64-7454
2	1 t トレーラ (高機動車 用)・トレクスC T-1 0 0 0 E・フルトレーラ	T-5 5 0 3 2	なし	65-9640
3	1 t トレーラ (高機動車 用)・トレクスC T-1 0 0 0 E・フルトレーラ	T-5 5 6 3 0	なし	65-9619
4	1/4 t トレーラ・ソーシ ンT 2 9・フルトレーラ	T 2 9-0 3 2 6	なし	67-6548
5	人員輸送車 2 号	B E 6 4 0 E- 2 1 0 1 3 5	なし	沖縄 200 さ 1700

2 鉄屑内訳

連 番	品 名	規 格	単 位	重 量	連 番
1	鉄屑	鋳物	k g	186.4	
2	鉄屑	H 2	k g	1,065.1	
3	鉄屑	H 3	k g	3,530.2	
4	鉄屑	H 4	k g	1,379.4	
5	銅屑	下	k g	18.5	
6	アルミ		k g	43.5	
7	鉛		k g	24.0	
8	ガラス		k g	137.9	
9	ゴム		k g	715.3	
1 0	未価値品		k g	329.7	
	合 計			7,430.0	